答弁第九六号

内閣衆質一六八第九六号

平成十九年十月十六日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「われらの北方領土」 における記述内容の変更に関する再質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出「われらの北方領土」における記述内容の変更に関する再質問に対する答

弁書

一について

一般的に「北方四島の一括返還」が意味するところについては、 先の答弁書(平成十九年十月二日内閣

衆質一六八第二八号)二についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、 先の答弁書 (平成十九年十月二日内閣衆質一六八第二九号) 二、三及び六について

でお答えしたとおりである。

三について

我が国が北方四島の我が国への帰属が確認されれば、 実際の返還の時期、 態様及び条件については柔軟

に対応する考えをとることとしたのは、 ロシア側が千九百九十一年後半以降示してきた姿勢を踏まえたも

のである。

四及び五について

\_-

先の答弁書(平成十九年十月二日内閣衆質一六八第二九号)二、三及び六についてでお答えしたとおり

である。

六について

先の答弁書(平成十九年十月二日内閣衆質一六八第二九号)四及び五についてでお答えしたとおりであ

る。

七について

御指摘の「記述の変更」は外務省として行ったものである。